

○個人情報保護委員会告示第六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

個人情報保護委員会委員長代理委員 大島 周平

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示

（特定個人情報保護評価指針の一部改正）

第一条 特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第2の1中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第4の3中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)の一部改正)

第二条 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成二十六年特定個人情報保護

委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

第2の表③の項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同表⑥の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同表⑩の項中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改め、同表⑪の項中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改め、同表⑫の項中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同表⑬の項中「第2条第13項」を「第2条第14項」に改める。

第3-4(3)の表⑧の項中「個人番号カード」の次に「又はカード代替電磁的記録」を加える。

第4-1-1(1)の注中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第4-3-1(2)B f中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第4-3-1(4)●(参考1…本人確認の概要)①i中「法16」を「法16-1」に改め、同iに次のように加

える。

※ 個人番号利用事務等で性別情報を利用している場合（券面に性別の記載がない個人番号カードの提示を受けて本人確認を行う場合に限る。）には、個人番号カードのICチップの読み取りにより性別情報を確認しなければならない（法16ただし書）。

第4-3-4) ● 〈参考1：本人確認の概要〉①ロ中「**i 以外の場合**」を「**i 及び ii 以外の場合**」に改め、同iiを同①ロとし、同①iの次に次のように加える。

ii カード代替電磁的記録の送信を受ける場合

内閣総理大臣が提供するプログラム又は内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いた確認

（法16二）

別冊の各論1-1(1)①の注)中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

別冊の各論3-4) ● 〈参考1：本人確認の概要〉①i中「法16」を「法16-1」に改め、同iに次のように加える。

※ 個人番号利用事務等で性別情報を利用している場合（券面に性別の記載がない個人番号カード

の提示を受けて本人確認を行う場合に限る。) には、個人番号カードのICチップの読み取りにより性別情報を確認しなければならない。(法16ただし書)。

別冊の各論3-4)●〈参考1:本人確認の概要〉①ii中「i以外の場合」を「i及びii以外の場合」に改め、同iiを同①iiiとし、同①iの次に次のように加える。

ii カード代替電磁的記録の送信を受ける場合

内閣総理大臣が提供するプログラム又は内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いた確認
(法16二)

(特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)の一部改正)

第三条 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

第2の表④の項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同表⑥の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同表⑦の項中「第2条第10項」を「第2条第11項」に改め、同表⑧の項中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改め、同表⑬の項中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同表⑭

の項中「第2条第13項」を「第2条第14項」に改める。

第3-4(1)イ中「第2条第12項及び第13項」を「第2条第13項及び第14項」に改める。

第3-4(3)の表⑧の項中「個人番号カード」の次に「又はカード代替電磁的記録」を加える。

第4-1-1(1)①(注)中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、**同1**A中「第2条第10項」を

「第2条第11項」に改める。

第4-3-3(3)①A中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第4-3-3(5)●〈参考1…本人確認の概要〉①i中「法16」を「法16-1」に改め、同iに次のように加える。

※ 個人番号利用事務等で性別情報を利用している場合（券面に性別の記載がない個人番号カードの提示を受けて本人確認を行う場合に限る。）には、個人番号カードのICチップの読み取りにより性別情報を確認しなければならない（法16ただし書）。

第4-3-3(5)●〈参考1…本人確認の概要〉①ロ中「i以外の場合」を「i及びii以外の場合」に改め、同iiを同①iiiとし、同①iの次に次のように加える。

ii カード代替電磁的記録の送信を受ける場合

内閣総理大臣が提供するプログラム又は内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いた確認

(法16二)

第4-5 **1**の(注)中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

- 一 第二条中特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）第4-3-(4) ●（参考1…本人確認の概要）① i に次のように加える改正規定及び別冊の各論3-(4) ●（参考1…本人確認の概要）

- 二 第三条中特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）第4-3-(5) ●（参考

1 .. 本人確認の概要① i に次のように加える改正規定